

ドッグラン利用規約

令和7年12月1日

奈良県中和保健所 動物愛護センター

[施設の利用目的]

当センターの「動物訓練広場」を、犬の運動やしつけ、人と犬とのふれあいの場となる「ドッグラン」として供用することにより、動物の愛護と適正飼育の普及に役立てることを目的とします。

[ドッグランを利用するための条件等]

<利用条件>

- ・ドッグラン内では、必ず入場許可証を見るように身につけること。
- ・ドッグランに入場させる犬には必ず鑑札※1・注射済票を装着させること。
- ・入場する犬は、5種以上の混合ワクチンを過去1年以内に接種していること、また原則として、不妊去勢手術済であること。
- ・名札等により飼い主の連絡先情報を明示していること。
- ・他の人や犬に感染するおそれのある疾病（ノミ・ダニ・回虫・条虫等）を患っていないこと。
- ・人や犬に対して攻撃性がないこと。
- ・過度の興奮性がないこと。
- ・基本的なしつけができており、制止、呼び戻し等の指示に従うこと。

※1 鑑札とみなされたマイクロチップ装着済みは不要

<利用上の注意事項>

- ・入退場時は、不意の逃走や事故防止のため、二重扉を順次開閉し、リードをつないだまま通行すること。
- ・犬から目を離さず、常に必要な制御ができるようにしておくこと。
- ・必要な場合はすぐにリードをつなげるよう、首輪は常に装着すること。
- ・他の利用者や犬がいるときは、まずはリードにつないだ状態で互いの様子をよく観察し、犬が環境に慣れ、十分に安全が確認できてからリードを外すこと。
- ・便や抜け毛、ゴミ等は拾い、持ち帰ること。

<禁止事項>

- ・利用登録していない方、犬を連れていらない方のドッグラン利用。
- ・保護者同伴のない12歳以下の子様だけでの入場。
- ・たとえ一時でも、犬や小さなお子様だけをドッグラン内に残したままドッグラン外に出る行為。
- ・しつけ用のトリーツ(餌・おやつ)以外の食餌を犬に与える行為。
- ・飲食・喫煙、犬以外の動物の連れ込み、危険・迷惑行為、営利活動等、施設の利用目的に反する行為。

<その他注意事項>

- ・センター職員から施設利用上の指示があった場合は、必ず従うこと。
- ・ドッグラン内では、利用者の責任において行動すること。不注意や不適切な行為による事故・トラブルについては、当事者間で良識的に協議・解決することとし、センターは責任を負いません。
- ・不適切な行為を認めた場合は、退去を求めたり、利用者登録を取り消します。
- ・施設・設備を損壊した場合は、利用者の責任において現状復帰すること。
- ・本規約に定めのない事項については、センターが決定します。

[利用者登録]

ドッグランを利用するには、事前にセンター窓口にて利用者登録が必要です。

◇以下の3点すべてを提示の上、登録申請用紙に必要事項を記入してください。内容の確認後、登録し、登録者カードを発行します。

- ①犬鑑札（又は鑑札とみなされたマイクロチップ登録証明書）
- ②その年度の狂犬病予防注射済票※
- ③5種以上の混合ワクチン接種証明書原本（1年以内）



(例)

※獣医師が発行した狂犬病注射の証明書のみでは登録出来ません。各市町村より交付された狂犬病予防注射済票をお持ちください。

◇登録者カードに有効期限はありません。

登録時の申請内容に変更がある場合はセンターにお申し出ください。

[利用方法]

利用可能時間：（平日） 9:00 - 17:00（最終入場は16:30まで）

（土・日・祝） 10:00 - 17:00（最終入場は16:30まで）

利用可能日：うだ・アニマルパーク開館日（休館日はご利用いただけません）

《休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、12月28日～1月4日》

※その他、イベント開催時は利用できません、詳しくはHP等でご案内しています。

ご利用時に必要なもの：登録者カード、犬鑑札※1、注射済票（装着を確認します）

混合ワクチン接種証明書原本※2

※1 鑑札とみなされたマイクロチップ装着済みは不要

*原則毎年4月～6月に狂犬病予防注射を接種し、新しい年度の注射済票を犬に装着して下さい。

6月30日以降は、新年度の注射済票でないとご利用出来ませんので、ご注意ください。

※2 混合ワクチンの更新時には、接種証明書を提示してください。

それ以外の利用時については、提示不要ですが、念のため接種証明書を携帯してください。

① センター受付にて「登録者カード」を提示し、「入場許可証」を受け取ってください。

◇利用者は入場許可証を身につけ、飼い犬には鑑札※1注射済票を必ず装着させてください。

② 入場時はドッグラン利用規約を守り、以下の時間を上限にゆとりあってご利用ください。

◇1回につき30分まで

他の利用者と共有する場合は、犬のしつけ・社会化等考慮した上、利用者間でご相談ください。

③ 利用後は、「入場許可証」をセンター受付に返却し、「登録者カード」を受け取ってください。

◇便や抜け毛、ゴミ等は利用者が責任をもって回収し、必ず持ち帰ってください。

④ 再入場には受付が必要です、利用後に再度、受付までお越しください。

（次にお待ちの方がいなければ、連続してのご利用が可能です）

【お問い合わせ先】

〒633-2112 奈良県宇陀市大宇陀小附 89

奈良県中和保健所 動物愛護センター

TEL 0745-83-2631 FAX 0745-83-2573